

博士論文要約

仮釈放理論の再構築

太田達也

本論文は、第1部の『仮釈放理論の再構築』と第2部の別冊『刑の一部執行猶予—犯罪者の改善更生と再犯防止』の2部から構成される。

仮釈放の制度については、かつて刑法全面改正において議論されたことがあるものの、その内容も仮釈放の本質にまで深く立ち入ったものではなく、しかも早々に実質的な検討が終わってしまったことから、明治以来、大きな制度改革や理論の追究が行われていない。しかし、昨今、無期受刑者や外国人受刑者など様々な受刑者の仮釈放や社会内処遇を巡る実務上の問題が生じており、これらの問題を解決するためには、単なる運用の在り方だけでなく、仮釈放の本質や制度の正当化根拠にまで立ち返ったうえでの議論が不可欠である。

そこで、第1部の『仮釈放理論の再構築』では、まず仮釈放の目的や法的性質に関する本論文の基本的視座を明らかにしたうえで、仮釈放の要件や仮釈放期間など仮釈放制度の在り方とその理論的根拠を明らかにすることを内容としている。

第2部の別冊『刑の一部執行猶予—犯罪者の改善更生と再犯防止』は、2016年から導入される刑の一部執行猶予制度について検討を加えるものである。刑の一部執行猶予は、言渡した刑の一部の執行を猶予し、猶予されなかった実刑部分の執行に続く一定の猶予期間を設定し、一部執行猶予が取り消されることなく猶予期間を経過した場合、猶予された部分の刑の効力を失わせ、実刑部分の刑期に相当する刑に減軽するという制度である。一見、第1部で扱う仮釈放制度とは関連がなさそうに見えるが、刑の一部執行猶予制度は、我が国における仮釈放や満期釈放の限界を克服するために導入されたものであり、また、刑の一部執行猶予によって仮釈放の運用にも大きな影響が出ることが予想される。第2部は、刑の一部執行猶予制度の構造や要件について考察を行うものである。

なお、第1部にも刑の一部執行猶予に関する第6編が組み込まれている。そこでは、第2部における筆者の見解を要約したうえで仮釈放との関連について改めて論じるとともに、第2部の別冊刊行後に公表した刑の一部執行猶予の量刑論に関して考察を行う。

〈第1部〉 『仮釈放理論の再構築』

第1部の『仮釈放理論の再構築』は、第1編（仮釈放の基本理念と法的性質）、第2編（仮釈放要件論）、第3編（仮釈放と保護観察）、第4編（仮釈放と被害者の法的地位）、第5編（仮釈放を巡る各論的問題）、第6編（刑の一部執行猶予制度—仮釈放及び満期釈放の限界克服に向けて）の6編から成る。

（第1編）仮釈放の基本理念と法的性質

まず序章において、仮釈放制度の歴史的経緯を概観し、これまでの仮釈放制度を巡る研究は、刑法全面改正時の僅かな議論を除くと、その殆どが仮釈放の運用の在り方を論ずるだけのものであることから、無期受刑者や要保護犯罪者の仮釈放など近年の仮釈放や仮釈放後の保護観察を巡る様々な問題を解決する上でも、仮釈放の原理や正当化根拠にまで立ち返ったうえで制度の在り方を論ずる必要があることを主張する。

第1章では、刑事政策が、犯罪者の適正な刑事責任の追及と社会復帰、社会の安全確保、犯罪被害者の立ち直りという3つの目的を実現するものであることを確認する。

そのうえで、第2章では、仮釈放も刑事政策の一領域であるとするれば、仮釈放の機能に関する従来 of 学説にこだわるより、刑事政策の3つの目的という大局的な見地から考察すべきことを主張する。しかし、従来、仮釈放者の再犯を仮釈放の失敗であるかのように見る風潮があり、実務もそうした批判を恐れてか再犯のおそれを重視した仮釈放審理を行ってきた。しかし、仮釈放を含む社会内処遇には、対象者の再犯リスクを最小化しながら、改善更生と社会復帰の可能性を高めるという一種のリスク管理の発想が必要であることを強調する。なお、仮釈放の法的性質を巡る従来 of 議論にも実質的な意味はなく、仮釈放は刑の執行の一形態であることを前提としたうえで、刑事政策の目的から制度の在り方や可能性を検討すべきであることを唱える。

（第2編）仮釈放要件論

第1章は、仮釈放の形式的要件である法定期間（有期刑は刑期の3分の1、無期刑は10年）が法律に定められていながら、今日の仮釈放実務では全く意味のないものになっていることから、法定期間の正当化根拠を明らかにしたうえで、実務上意味のある法定期間の

内容を再検討するものである。仮釈放法定期間の正当化根拠を巡っては、特に、応報充足説・分配説（法定期間を最低限の応報的要素を充足する期間とみる）や社会感情是認説（法定期間を社会感情から仮釈放が是認される最低限の期間とみる）といった応報に根拠を求める説が主張されているが、筆者は、仮釈放後の保護観察期間の重要性に着目する社会内処遇確保説に一定の意義を認めるものの、社会内処遇の確保という観点だけでは法定期間の限界付けができないことから、最終的にはこれを支持せず、施設内処遇と社会内処遇の必要性和両者の連携から対象者の改善更生と社会復帰にとって効果的な期間の一般的基準を定めたものが法定期間とする見解（処遇連携説）をもって妥当とし、制度的には刑期の2分の1（但し、再入の長期受刑者は刑期の3分の2）が望ましいと考える。但し、法定期間を充足した場合、地方更生保護委員会による審査を必ず行う必要的仮釈放「審査」制度とすべきであり、その場合、法定期間はさらに長いものとするのが妥当であるとする。

第2章では、無期刑の法定期間について検討を行う。無期刑は、刑期の概念がないため、有期刑とは異なる根拠によって法定期間の在り方を考える必要があり、そのためには無期刑の本質への考察が欠かせない。本章では、無期刑が仮釈放を是認することや量刑論との関係から、これを終身刑と見るより、有期刑の上限（を超えたすぐ上）を短期とし、終身を長期とする不定期刑であるとの立場に立つ。法定期間の正当化根拠としては処遇連携説を妥当とするが、無期刑については刑期がないという特殊性から、施設内処遇の必要性に加え、社会復帰の「適期」と人の「寿命」を考慮し、法定期間は15年（再入者は20年）とすることが当面妥当と考える。但し、法定期間の機能を最初の仮釈放審査を義務付けるものとする点は有期刑と同様である。

第3章では、仮釈放の実体要件である「改悛の状」とそれを具体化した仮釈放許可基準の在り方を根本から見直すものである。現在の仮釈放許可基準は、それまで長年用いられてきた総合評価方式に代わって2008年に導入されたフローチャート方式に拠る。その改正が実務上余り意味が無かったことも問題であるが、そもそも「悔悟の情及び改善更生の意欲」という主観的な許可基準は妥当でなく、また仮釈放の趣旨に鑑みた場合、「再犯のおそれがないこと」という許可基準を積極要件とすることも適当でなく、せいぜい消極要件とすべきである。また、「社会感情」のうち社会の正義感情という曖昧な概念を仮釈放の許可基準とすべきではなく、被害者感情も、もし生の被害者感情を指すとすれば、仮釈放の

目的と真っ向から衝突する。以上のことから、保護観察の相当性を仮釈放の許可基準とし、犯罪の情状、被害者又は事件に対する本人の態度、本人の性行、受刑中の行状、更生の計画を判断基底とすることを提案する。

仮釈放要件論の最後を締めくくる**第4章**は、仮釈放の実体要件を廃止し、法定期間の経過だけをもって仮釈放にする必要的仮釈放の是非を検討する。必要的仮釈放導入の主張は、裁量的仮釈放制度の審査の不公平さや不公正さを前提とするが、その前提そのもの根拠が薄弱なだけでなく、仮釈放は、単に手続的公正さだけでなく、受刑者の再犯防止や社会復帰という実体的な面においても公正でなければならず、必要的仮釈放の論者はこの点を看過していると捉える。広義の必要的仮釈放の一種である善時的仮釈放も、結局、必要的仮釈放論者のいうところの手続の不公正さや職員への迎合という問題は解消されないどころか、むしろひどくなることが予想される。必要的仮釈放は、満期釈放をなくし、必ず社会内処遇の期間を設けることが本来の意義であるが、善時的仮釈放については、善時の没収により満期釈放者が少なからず出るほか、アメリカの例を見てもわかるように、善時の付与において処遇参加の積極性の評価など、結局、実質的な評価が入る。また、裁量的仮釈放と併存させると、善時的仮釈放に吸収されてしまう危険性があるほか、裁量的仮釈放日の判断が複雑になるなどの問題がある。自由刑の執行後に一定の社会内処遇期間を設ける手段はほかにもあり、刑の一部執行猶予や二分判決といった自由刑に社会内処遇を付ける制度のほうが、裁判（司法判断）の尊重という意味でも、社会内処遇の期間を確保する上での柔軟性も遙かに高く、優れている。必要的仮釈放にも一定の意義があることは筆者も認めるが、以上の理由から、制度として採用することは困難であると結論付ける。

（第3編）仮釈放と保護観察

第1章は、仮釈放後の再犯率が高いことを問題の出発点としながら、仮釈放後の保護観察期間を一定期間確保する手段の検討を試みるものであり、早期の仮釈放や必要的仮釈放の限界を指摘した後、かつての刑法改正作業や法制審議会収容人員適正化正化方策に関する部会において議論されたものの採用されずに終わった考試期間主義の導入を具体的な形で提案するものである。考試期間主義は宣告刑の刑期を超えて介入を行うように見えるため責任主義違反であるというのが従来通説であるが、本章では、仮釈放後を残刑の執行猶予と捉えることで、残刑期間を超えた保護観察を行うことに法的な問題はないとの立場

に立つ。但し、そのためには、仮釈放の審理・決定機関の改革や保護観察体制の強化などを同時に図る必要があることを主張する。

第2章は、無期刑受刑者と執行刑期が10年以上の長期受刑者で仮釈放になった者のうち、手続に同意した者を、釈放後1か月間、更生保護施設に帰住させ、社会生活に必要な種々の手続や社会適用訓練を行い、円滑な社会復帰を図る中間処遇制度について、社会適用訓練としての機能は評価しつつも、より引受人などの帰住環境調整に重きをおくべきと主張する。さらには、対象者を長期受刑者に限定せず、薬物依存者や病的窃盗犯など刑事施設から直接社会に出すよりも、更生保護施設での処遇を経たうえで社会復帰させるという形の中間処遇制度への転換を図るべきことを提言する。

第3章は、従来の更生保護施設が生活保護モデルから社会適応訓練モデルへと発展してきていることを評価しつつも、刑事施設からの仮釈放や執行猶予となって身柄の拘束を解かれた者が社会へ戻る前の中間処遇を行うという中間処遇モデルと、刑事施設から仮釈放された後通常の保護観察より重点的な処遇を行うという重点的社会内処遇モデルに沿った施設へと発展していくことが望ましいことを主張する。また、更生保護施設は、2009年から特別調整と特別処遇制度が導入され、要保護犯罪者の保護に大きな役割を果たすようになっていくが（司法福祉モデル）、単なる福祉への「つなぎ」ではなく、福祉に送る前に刑事司法機関としての立場から改善更生や再犯防止のための「処遇」を行う中間施設たるべきとする。ただ、中間処遇モデルや重点的処遇モデルの実践のためには、保護観察の指導監督を保護観察官や保護司以外の第三者に委託できるようにするとともに、更生保護施設等に宿泊したうえで処遇を行うといった特別遵守事項を新たに設定することができるような法的手当をすることが望ましいとする。さらに、考試期間主義に基づく仮釈放の採用による保護観察期間の確保、重点更生保護施設の配置、職員の指導体制の充実、更生保護施設を取り巻く地域ネットワークの構築が付随的課題となる。

（第4編） 仮釈放と被害者の法的地位

第1章では、まず更生保護における被害者支援の意義と理念を確認する。というのも、従来、更生保護における被害者への支援は犯罪者の更生や社会復帰を阻害するという見解が支配的であり、制度の導入に反対する論者が多く見られたためである。しかし、仮釈放

や保護観察の過程においても被害者への情報提供や手続関与を認めることで、被害者の安全安心の確保と損害の回復に寄与すると同時に、犯罪者のより確実な改善更生に繋がるものであり、こうした考え方は、今日、ようやく承認されるようになったと言ってよい。次に、日本の制度の検討に先立ち、国連等の国際機関やこの分野の先進国であるアメリカの連邦や幾つかの州の制度を概観する。これら海外の制度は、更生保護における被害者支援の制度ができた現在の日本にとって、かつてほど画期的なものではなくなっているが、現在でもなお参考になるものである。

第2章は、海外の制度の影響もあり、日本で2007年に導入された仮釈放審理における被害者意見聴取制度の問題点を指摘し、新たな制度の提案を行うものである。それ以前には仮釈放に先立ち被害者の心情や被害の影響を「調査」という被害者感情調査（後に被害者等調査と改称）が行われていたが、あくまで仮釈放の適正な実施のために行われるものであったため、被害者に二次被害さえ与えかねないものであった。そこで、仮釈放審理の精緻化・適正化と被害者の支援を目的とし、被害者からの申出を待って仮釈放に関する意見や被害に関する心情を仮釈放審理・決定機関である地方更生保護委員会が聴取するという制度が導入されるに至った。しかし、被害者の仮釈放の意見と仮釈放の目的には相容れないものがあるため、被害者の心情充足と仮釈放による犯罪者の社会復帰という相矛盾したところに被害者を関わらせることになってしまったというのが筆者の見解である。現在の制度を前提にすれば、仮釈放意見聴取制度は、仮釈放の当否ではなく、受刑者の処遇や遵守事項の設定に資するように運用されるべきであるが、立法論としては、刑の執行のより早い時点での被害者の意見陳述を認め、これを矯正処遇や保護観察において活用するような制度としていくべきであり、さらには被害者心情伝達制度と統合することも検討すべきであるとする。

第3章は、2007年に仮釈放意見聴取と並んで導入された保護観察における被害者心情伝達制度を考察する。ただ、制度の運用は低調で、事件の内容も財産犯が多いなど、制度化以前の予想とはやや異なるものとなっている。心情伝達制度に被害者の感情整理や心情充足といった効果があることは間違いなく、また保護観察対象者に被害の現実を伝え、また保護観察官にも被害の実情を知らしめることで、保護観察にも資することになる。しかし、仮釈放の場合、保護観察期間が短いため、心情伝達の結果をその後の保護観察に十分に生

かすことができない場合もあり、将来的には、刑の執行初期段階における心情伝達制度を導入すべきであり、前述したように、仮釈放意見陳述の制度と統合することも考えられる。さらに、この制度には、被害者と保護観察対象者との間での間接的な対話の側面もあることから、修復的司法としての機能を果たすような制度にすることも検討すべきであるとする。

（第5編）仮釈放を巡る各論的問題

まず、第1章では、外国人受刑者の仮釈放について検討する。1990年頃から増加した外国人受刑者（特別永住者を除く）に対しては、作業以外の矯正処遇を行わず、極めて早期に仮釈放にするという、いわば消極的処遇主義ともいえるべき実務が見られたが、本章では、まず、外国人受刑者といえども、可能な範囲で改善更生や社会復帰のための処遇を行う積極的処遇主義に立つべきことを明らかにする。特に、近年、外国人受刑者の再入者が増加する傾向にあり、その原因の一端が、本来、退去強制が取られるべきはずの外国人受刑者が釈放後、在留特別許可を得るなどして日本に在留していることにあることが近年の調査で明らかになっている。そこで、退去強制に該当しながらも、日本に在留を希望する定住者などの居住資格者に対しては、日本語教育や技能訓練など、日本への社会復帰も視野に入れた処遇を行うべきことを主張する。また、退去強制に該当する外国人受刑者は、仮釈放後の保護観察を実施できていないことから、将来的には、保護観察の移管に関する条約を締結することが望ましいが、残刑期間主義など仮釈放制度の見直しも必要である。国際受刑者移送制度についても、外国人受刑者の社会復帰と日本の刑罰執行権の実現さらに被害者への立ち直りという観点から、送出移送の相当性や移送の時期を判断すべきことを唱える。

第2章では、精神障がい受刑者を中心に、要保護犯罪者の釈放と社会復帰支援の在り方を検討するものである。2009年に導入された特別調整と地域生活定着支援センターの制度は、精神障がい受刑者や高齢受刑者のうち福祉的支援を必要とし、且つ希望する者を、刑事施設在所中から、帰住先となる福祉施設又は福祉サービスの調整を行うことで、社会復帰を確実なものとし、その再犯を防止するものである。しかし、受入施設の確保に困難を伴う場合が依然として少なくなく、不足する更生保護施設を補うために始められた自立準備ホームの登録も進んではいるものの、再犯防止指導には本来的に限界があることから、更生保護施設による自立準備ホームの設置を促すとともに、特別調整対象者の改善更生と

再犯防止のため保護観察を行うようにすることが望ましく、特別調整対象者を積極的に仮釈放にする道を模索すべきことを主張する。最後に、要保護犯罪者が増加し、「司法の福祉化」と「福祉の司法化」ともいうべき事態が進むなか、司法と福祉の役割分担が如何にあるべきかという問題提起を行う。

児童を対象とした暴力的性犯罪受刑者の出所情報を法務省が警察庁を通じて帰住先の警察署に提供し、所在確認を行った上で、児童に対するつきまとい等の前兆事案が発生した場合に一定の対応をとる再犯防止措置制度が2005年から実施され、一方、大阪府では、子どもを性犯罪から守る条例により、大阪府に児童を対象とした元性犯罪受刑者が居住する場合に住所等を届けさせたうえで希望者に処遇を行うことを内容とする条例が2012年に成立、施行されている。第3章は、両制度を問題点を指摘し、本来的には、刑の一部執行猶予の活用や、考試期間主義の導入により、保護観察で対応すべきであるとしながらも、再犯防止措置で新たに導入された面談や大阪府の処遇が一定数行われていることから、満期釈放や仮釈放制度による「隙間」を埋める社会資源として、こうした行政上の対応も併用しつつ、重層的なセーフティネットを構築していくことを提案する。

（第6編）刑の一部執行猶予制度

第2部 別冊『刑の一部執行猶予—犯罪者の改善更生と再犯防止』

第2部の別冊は、2013年に立法が成立し、2016年から施行が予定されている刑の一部執行猶予制度の要件や構造、保護観察を中心に、その制度の在り方をやや批判的に検討したものである。

刑の一部執行猶予制度は、施設内処遇と社会内処遇の有機的連携を図り、犯罪者の改善更生と再犯防止をより確実にならしめることを目的として立法されたものである。より具体的には、保護観察期間に限度がある我が国の仮釈放の限界を克服するとともに、社会内処遇を一切為しえない満期釈放の問題を一部解決することを目指すものである。しかし、導入された刑の一部執行猶予制度は、宣告刑や前科といった要件が厳格で、全部執行猶予と類似したものとなっており、「全部執行猶予の亜種」とも言うべきものである。そのため、

本来、施設内処遇と社会内処遇の有機的連携を図ることが改善更生と再犯防止のうえで望ましい累犯者や重大事犯者などに対して一切適用できないという限界を有する。

刑の一部執行猶予は、本来、「全部実刑の亜種」であり、またそうあるべきであるという筆者の持論の元に刑の一部執行猶予の要件や制度論を検討したものが**第2部の第1編第1章**である。要件としての宣告刑は3年以下の懲役・禁錮に限るべきでなく、また前科要件も不要であるとする。また、制度論として、実刑部分と猶予刑の割合、猶予期間の長短、必要性と相当性の内容、保護観察の有無、一部執行猶予の取消し、仮釈放の在り方、量刑について検討する。また、刑法上の刑の一部執行猶予に対する例外法として制定された「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」の対象犯罪や必要性・相当性の要件のほか、改正された更生保護法による薬物依存者に対する保護観察の指導監督の特則や簡易薬物検査の在り方、薬物の再使用の問題を併せて考察する。

第2部の第1編第2章は、刑の一部執行猶予の立法過程において展開された制度不要論、責任主義違反、執行猶予の趣旨逸脱、厳罰化・刑の長期化、量刑の困難性、刑の軽重の複雑さ、受刑者処遇への悪影響、保護観察体制の不足といった批判の検証と反論を通じて、刑の一部執行猶予の意義とその特質を浮き彫りにするものである。

第2部の第1編第3章は、筆者の見解に近い二分判決制度を全面的に導入しているアメリカ・ウィスコンシン州を取り上げ、同州の二分判決制度の分析を通じて、日本への導入可能性と刑の一部執行猶予との比較を試みたものである。かつてアメリカの連邦や州で導入されていた短い自由刑に社会内処遇を組み合わせて言渡すスプリット判決は、短期自由刑の執行によりショックを与えることを主たる目的としていたが、こうしたショック効果は、ショック・プロベーション同様、その後、評価されなくなり、連邦でもスプリット判決は1980年代に廃止されている。しかし、1970年代以降の公正モデルの隆盛や各州における量刑忠実法の制定によりパロールが縮小・廃止され、定期刑化も進む中、判決において自由刑と社会内処遇を組み合わせて言い渡す新たな二分判決が幾つかの州で導入され、ウィスコンシン州もその一つである。同州の二分判決を検討することで、二分判決制度には刑の一部執行猶予にはない優れた点があることを明らかにするとともに、将来、刑の一部執行猶予に代わって二分判決（を修正した制度）日本に導入することを主張する。

第2部の第2編では、刑の一部執行猶予やそれに関連する全部執行猶予、仮釈放、保護観察について、関係法規である刑法、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」、刑事訴訟法、更生保護法の逐条解説を加えたものである。

第1部の第6編第1章は、別冊の内容を要約し、刑の一部執行猶予における仮釈放の運用について改めて論じたものである。

第1部の第6編第2章は、刑の一部執行猶予の対象者たる薬物犯罪者像(対象者の選定)と薬物犯罪者に対する一部執行猶予の量刑のあり方(量刑基準)について、裁判例に現れた薬物事犯の事例を参考にしながら検討したものである。薬物使用の罪だけを犯した初犯者は、全部執行猶予となるのが一般的であるので、実刑相当の者を対象とする刑の一部執行猶予は、軽微な営利・非営利での薬物の所持や譲渡しの罪と併合審理されている場合や、薬物事犯以外の比較的軽微な罪と併合審理されている場合、全部執行猶予中の犯行、再犯(加重)事案、多くの薬物使用前科がある場合等であると予想されることを指摘する。必要性の要件は薬物事犯においては認定しやすいが、相当性判断は、一部執行猶予を全部執行猶予の亜種だとすると、刑事責任面での相当性がより重視され、実刑の亜種と位置付ければ、犯情が多少悪くとも、必要性が高ければ、相当であると判断される余地が高まることになるとする。

論文の構成

第1部 仮釈放理論の再構築

第1編 仮釈放の基本理念と法的性質

序章 仮釈放理論再構築の必要性

- I 仮釈放制度の展開
- II 仮釈放理論の再検討

第1章 刑事政策の目的と仮釈放

第2章 仮釈放の目的と法的性質

- I 仮釈放の目的
- II 仮釈放とリスク管理
- III 仮釈放の法的性質

第2編 仮釈放要件論

第1章 仮釈放の法定期間と正当化根拠

- I 法定期間再考の必要性
- II 法定期間の正当化根拠
- III 法定期間の再検討
- IV 本質論と実証研究の調和

第2章 無期刑の本質と仮釈放の法定期間

- I 無期刑の法定期間を論ずる意味
- II 無期刑の本質
- III 無期刑と法定期間の正当化根拠
- IV 無期刑と法定期間の基準
- V 「特別無期刑」論との相違
- VI 法定期間の機能
- VII 付随的課題

第3章 仮釈放の実体要件と許可基準の再検討—「改悛の状」の判断基準と構造—

- I 仮釈放実体要件論の意義

- II 刑法改正作業と仮釈放の実質的要件
- III 「改悛の状」の判断基準—仮釈放許可基準の変遷
- IV 仮釈放許可基準の再検討
- V 仮釈放の実質的要件—試論
- VI 効果検証の必要性

第4章 必要的仮釈放制度に対する批判的検討

- I 仮釈放要件と必要的仮釈放
- II 必要的仮釈放の概念
- III 必要的仮釈放の意義とその批判的考察
- IV 必要的仮釈放の問題と限界
- V 仮釈放要件論の重要性と満期釈放の課題

第3編 仮釈放と保護観察

第1章 仮釈放と保護観察期間—残刑期間主義の見直しと考試期間主義の再検討—

- I 仮釈放後の再犯と残刑期間主義の限界
- II 代替策の検討—仮釈放の早期化
- III 必要的仮釈放制度と保護観察期間
- IV 考試期間主義の意義と導入可能性
- V 今後の課題

第2章 受刑者の仮釈放と中間処遇

- I 中間処遇制度の意義
- II 中間処遇制度の経緯
- III 中間処遇の運用
- IV 中間処遇の課題
- V 新たな中間処遇への転換

第3章 更生保護施設における処遇の体系化と方向性

- I 更生保護施設の役割の見直し
- II 更生保護施設の基本的理念と処遇モデル
- III 更生保護事業における処遇内容
- IV 更生保護施設の組織化と体系化

第4編 仮釈放と被害者の法的地位

第1章 更生保護と被害者支援

- I 更生保護における被害者支援の展開
- II 更生保護における被害者支援の理念
- III 海外における更生保護と被害者支援

第2章 仮釈放と被害者意見聴取制度

- I 制度の二面性
- II 被害者等調査制度の概要と問題点
- III 仮釈放意見聴取制度の意義と問題点
- IV 新制度の提案—自由刑執行過程における意見聴取制度
- V 小括

第3章 保護観察と被害者心情伝達制度

- I 法的根拠
- II 被害者心情伝達制度の概要
- III 利用状況と制度低調の原因
- IV 今後の課題

第5編 仮釈放を巡る各論的問題

第1章 外国人受刑者の処遇と仮釈放

- I 来日外国人犯罪の動向と刑事政策
- II 基本的視座—積極的処遇主義と消極的処遇主義
- III F指標属性を巡る問題
- IV 刑務作業・職業訓練
- V 日本語教育の必要性
- VI 外国人受刑者の仮釈放
- VII 外国人受刑者の保護観察
- VIII 外国人受刑者の再犯
- IX 国際受刑者移送制度
- X 外国人の定着と多文化共生

第2章 精神障がい受刑者の釈放と特別調整制度

- I 精神障がい受刑者と再犯
- II 精神障がい受刑者の処遇と釈放
- III 特別調整制度と地域生活定着促進事業
- IV 特別調整と仮釈放
- V 〈司法の福祉化〉と〈福祉の司法化〉

第3章 性犯罪受刑者の釈放と再犯防止—保護観察以外の取組みを中心に—

- I 性犯罪受刑者の再犯防止
- II 再犯防止措置制度
- III 大阪府子どもを性犯罪から守る条例
- IV 性犯罪者に対する社会内処遇の在り方

第6編 刑の一部執行猶予制度—仮釈放及び満期釈放の限界克服に向けて—

第1章 刑の一部執行猶予制度の意義と課題

- I 仮釈放や満期釈放の限界と一部執行猶予
- II 一部執行猶予の意義
- III 刑法上の一部執行猶予
- IV 薬物使用者等一部執行猶予法に基づく一部執行猶予
- V 量刑
- VI 二分判決や考試期間主義との関係
- VII 一部執行猶予と仮釈放

第2章 薬物犯罪と刑の一部執行猶予—量刑基準を中心として—

- I 薬物使用等の罪と一部執行猶予の適用範囲
- II 宣告刑
- III 前科要件
- IV 相当性要件
- V 必要性要件
- VI 薬物事犯に対する量刑の在り方
- VII 小括

終章 今後の研究課題と展望

第2部 『刑の一部執行猶予制度—犯罪者の改善更生と再犯防止—』

第1編 刑の一部執行猶予の概要と課題

第1章 刑の一部執行猶予制度の概要

- I 導入の経緯
- II 意義・目的
- III 法的性格
- IV 要件
- V 実刑部分と猶予刑
- VI 猶予期間
- VII 保護観察
- VIII 取消し
- IX 一部執行猶予と仮釈放
- X 量刑
 - X I 薬物使用者に対する刑の一部執行猶予
 - X II 遡及適用

第2章 刑の一部執行猶予制度を巡る論議

- I 刑の一部執行猶予を巡る批判とその検証
- II 制度不要論について
- III 責任主義と残刑期間主義に違背するとの批判について
- IV 執行猶予制度の趣旨に反するとの批判について
- V 猶予刑を超える猶予期間を設定することへの批判について
- VI 厳罰化・刑の長期化につながるとの批判について
- VII 量刑判断が困難であるとの批判について
- VIII 刑の軽重が複雑になり過ぎるとの批判について
- IX 受刑者の処遇が困難になるという批判について
- X 膠着的な取消しの運用が行われるとの批判について
- XI 保護観察の体制が不十分であるとの批判について
- XII 将来の展望

第3章 二分判決制度と刑の一部執行猶予

- I 満期釈放後の再犯と新たな刑罰制度の必要性
- II アメリカにおけるスプリット判決の展開
- III ウィスコンシン州の量刑忠実法と二分判決
- IV 我が国における制度の導入可能性と制度設計
- V 将来の展望（既に書き換え済み）

第2編 逐条解説

- ・ 刑法
- ・ 薬物使用者等一部執行猶予法（参考条文）
- ・ 刑事訴訟法
- ・ 恩赦法
- ・ 更生保護法
- ・ 更生保護事業法

資料編